

## ○信号機管理要領の制定について

〔平成27年12月1日〕  
例規甲（交規規）第35号

信号機の保守管理については、信号機管理要領（平成25年9月30日付け、通達（交規規第94号「以下旧要領」という。）により実施してきたところであるが、更なる適切な保守点検を図るため、信号機管理要領を別添のとおり定め、平成27年12月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

### 別添

#### 信号機管理要領

##### 第1 目的

この要領は、信号機の適正な維持管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### 第2 管理体制

###### 1 信号機総括責任者

- (1) 交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に信号機総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、交通の安全と円滑を図るため、信号機の適切な設置及び運用に当たるものとする。

###### 2 信号機管理責任者

- (1) 各警察署に信号機管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、警察署長をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、当該警察署管内の信号機の管理について責任を負うものとする。

###### 3 信号機総括取扱者

- (1) 交通規制課に信号機総括取扱者（以下「総括取扱者」という。）を置き、交通規制課規制担当課長補佐をもって充てる。
- (2) 総括取扱者は、総括責任者を補佐し、信号機の新設、改良等の計画、破損、故障等に伴う復旧措置その他の保守等適正な運用に努めるものとする。

#### 4 信号機取扱責任者

- (1) 各警察署に信号機取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、各警察署の交通課長をもって充てる。
- (2) 取扱責任者は、管理責任者を補佐し、特別点検の実施、故障等発生時の措置等常に良好な管理に努めるものとする。

### 第3 点検

#### 1 常時点検

地域及び交通警察官は、信号機点検事項（別記。以下「点検事項」という。）に基づき、信号機の作動状況、外観等について、日常の警察活動の際に点検するものとする。

#### 2 定期点検

- (1) 総括責任者は、年2回以上、点検事項の項目に基づいた点検を行い、信号機定期点検簿を備え付け、点検結果及び措置状況を明らかにしておくものとする。  
なお、信号機定期点検簿の様式等については、別に定める。
- (2) 総括取扱者は、（1）の点検により異常が認められた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、専用柱以外の共架施設に異常がある場合は、速やかに当該施設の管理者に連絡するものとする。
- (3) 適切な点検を実施するため、外部の専門業者に委託できるものとする。

#### 3 特別点検

- (1) 取扱責任者は、交通事故、火災、自然災害等の発生により、信号機に何らかの負荷が生じた可能性が認められる場合は、点検事項の項目に基づいた点検を行い、信号機特別点検簿（第1号様式）を備え付け、点検結果及び措置状況を明らかにしておくものとする。
- (2) 点検の目的により、状況に応じて点検項目の一部を省略することができる。

### 第4 破損、故障等の措置

迅速かつ適切に復旧作業を行うため、次のとおり措置を講ずるものとする。

- (1) 警察職員が信号機の破損、故障等を確認したとき、又は部外者等から通報を受理した際は、当該信号機を管理する警察署の取扱責任者に速報するものとする。
- (2) 取扱責任者は、信号機の破損、故障等について通報を受理した際は、速やかに状況を確認して管理責任者に報告するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- ア 総括取扱者への報告
- イ 必要な交通整理の実施
- ウ その他必要な措置

(3) 総括取扱者は、(2)による報告を受けた際は、速やかに復旧のための措置を講ずるとともに、総括責任者に報告するものとする。

(4) 取扱責任者は、破損、故障等の原因となった当事者が別にいるときは、早期に弁償を完了させるため、弁償の確約を内容とする誓約書を徴するなど必要な措置を講ずるとともに、その経過及びてん末を随時、総括取扱者に報告するものとする。

## 第5 信号機の制御

- 1 総括責任者は、交通の実態に適合した信号の制御に努めるものとする。
- 2 管理責任者は、信号機の制御に変更の必要を認めたときは、総括責任者に協議するものとする。

## 第6 信号機管理簿

- 1 信号機の管理を適正に行うため、交通規制課及び各警察署に信号機管理簿（第2号様式）を備え付けるものとする。
- 2 信号機の新設を行った際は、総括責任者は信号機管理簿、交通信号制御機定数設定表及び交差点形状図をそれぞれ2部作成し、1部を当該信号機を管轄する警察署へ送付するものとする。
- 3 取扱責任者は、信号機の修理、故障等の発生、制御の変更その他特記すべき事項について、信号機管理簿により記録を明らかにしておくものとする。

別記及び様式 略